

2-2 賃金助成及び実施助成内訳

① 訓練計画届の受付番号	② 訓練の種類	<input type="checkbox"/> 一般職業訓練 (<input type="checkbox"/> 育児休業中訓練 <input type="checkbox"/> 中長期的キャリア形成訓練) <input type="checkbox"/> 有期実習型訓練 <input type="checkbox"/> 有期実習型訓練 (派遣型)
--------------	---------	---

③ 対象労働者□ ・氏名 ・雇用保険被保険者番号	一般職業訓練、有期実習型訓練		有期実習型訓練 (派遣型活用事業主)		
	④ OFF-JTの実施時間	⑤ OJTの実施時間	OFF-JTの実施時間		OJTの実施時間
			⑥ 派遣元事業主	⑦ 派遣先事業主	⑧ 派遣先事業主
	時間	時間	時間	時間	時間
-	-	-	-	-	-
	時間	時間	時間	時間	時間
-	-	-	-	-	-
	時間	時間	時間	時間	時間
-	-	-	-	-	-
	時間	時間	時間	時間	時間
-	-	-	-	-	-
	時間	時間	時間	時間	時間
-	-	-	-	-	-
	時間	時間	時間	時間	時間
-	-	-	-	-	-
	時間	時間	時間	時間	時間
-	-	-	-	-	-
	時間	時間	時間	時間	時間
-	-	-	-	-	-

※<>は生産性要件の適用を受ける場合の額

⑨ OFF-JTの実施時間の合計

④欄の合計 時間 × 1人1時間あたりの助成単価 = 賃金助成額 (A) 円

中小企業 760円
 中小企業 960円 <
 大企業 475円
 大企業 600円 >

(小数点以下は計算後に切り捨て)

⑩ OJTの実施時間の合計

⑤欄の合計 時間 × 1人1時間あたりの助成単価 = 実施助成額 (E) 円

中小企業 760円
 中小企業 960円 <
 大企業 665円
 大企業 840円 >

(小数点以下は計算後に切り捨て)

⑪ 有期実習型訓練 (派遣型) OFF-JTの実施時間の合計

⑥欄の合計 時間 × 1人1時間あたりの助成単価 = 実施助成額 (B) 円

中小企業 760円
 中小企業 960円 <
 大企業 475円
 大企業 600円 >

⑦欄の合計 時間 × 1人1時間あたりの助成単価 = 実施助成額 (C) 円

(小数点以下は計算後に切り捨て)

⑫ 有期実習型訓練 (派遣型) OJTの実施時間の合計

⑧欄の合計 時間 × 1人1時間あたりの助成単価 = 実施助成額 (F) 円

中小企業 760円
 中小企業 960円 <
 大企業 665円
 大企業 840円 >

(小数点以下は計算後に切り捨て)

【事業主に対し実施が義務付けられている講習等の時間】

⑬ OFF-JTの訓練時間

事業主に対し実施が義務付けられている講習等の時間

④欄に含まれる時間 時間 = 賃金助成対象外となる額⑮ 円

⑥欄に含まれる時間 時間 × 1人1時間あたりの助成単価 = ⑮ 円

中小企業 760円
 中小企業 960円 <
 大企業 475円
 大企業 600円 >

⑦欄に含まれる時間 時間 = ⑮ 円

(小数点以下は計算後に切り捨て)

⑭ OJTの訓練時間

事業主に対し実施が義務付けられている講習等の時間

⑤欄に含まれる時間 時間 × 1人1時間あたりの助成単価 = ⑮ 円

⑧欄に含まれる時間 時間 × 1人1時間あたりの助成単価 = ⑮ 円

中小企業 760円
 中小企業 960円 <
 大企業 665円
 大企業 840円 >

(小数点以下は計算後に切り捨て)

賃金助成額 (A) ~ (C) 賃金助成対象外となる額⑮~⑰ 賃金助成額 (D) 円

- =

実施助成額 (E)、(F) 賃金助成対象外となる額⑱、⑲ 実施助成額 (G) 円

- =

留意事項

派遣元事業主が対象労働者にOFF-JTを実施した場合に派遣元事業主に貸金助成を支給し、派遣先事業主が対象労働者にOFF-JTを実施した場合に派遣先事業主に実施助成を支給します。派遣元事業主への貸金助成と派遣先事業主への実施助成を重複して支給することはありませんので、ご留意願います。

貸金助成と実施助成の支給のイメージ		支給の状況
4月1日 ～4月5日	派遣元事業主（大企業） 経費（受講料等）を負担してOFF-JTを実施 （実施時間30時間）	派遣先事業主（中小企業）
4月8日 ～4月19日		経費（受講料等）を負担してOFF-JTを実施 （実施時間50時間）
4月22日 ～5月31日	経費（受講料等）を双方で負担してOFF-JTを共同実施 （実施時間：派遣元事業主40時間、派遣先事業主40時間）	

支給の状況
派遣元事業主に貸金助成（30時間×475円=14,250円）を支給（派遣先事業主に実施助成は支給しない。）
派遣先事業主に実施助成（50時間×760円=38,000円）を支給（派遣元事業主に貸金助成は支給しない。）

派遣元事業主と派遣先事業主が実施したそれぞれのOFF-JT時間（※）に応じて、派遣元事業主に貸金助成（40時間×475円=19,000円）、派遣先事業主に実施助成（40時間×760円=30,400円）を支給

※ 派遣元事業主と派遣先事業主が実施した時間に分けることができない場合は、派遣先事業主と派遣元事業主が合意して決めた任意の時間により算出。

提出上の注意

本様式は、派遣型の有期実習型訓練を派遣先事業主が、派遣元事業主と共同で作成し提出してください。

法令において事業主に対し実施が義務付けられている講習等（安全衛生法に基づく講習等）の訓練時間は助成対象外です。また、派遣法第30条の2第1項にかかる教育訓練については、毎年8時間を助成対象外となります。派遣法第30条の2第1項にかかる教育訓練の実施状況については、様式第7号（別添様式2-7）「派遣元事業主による派遣労働者に対する訓練の受講に関する申立書」によって、派遣元事業主が実施した教育訓練時間を確認します。

【派遣法第30条の2第1項にかかる教育訓練の確認例】助成金申請が60時間、派遣元事業主による訓練時間が5時間であった場合
60時間－（8時間－5時間）＝57時間

※57時間がキャリアアップ助成金の支給対象となる訓練時間となります。8時間に足りない3時間については⑬欄の⑥欄に含まれる額へ記入してください。

記入上の注意

- ①欄は、管轄労働局長の確認を受けた「キャリアアップ助成金（一般職業訓練、育児休業中訓練、中長期的キャリア形成訓練）計画届」及び「キャリアアップ助成金（有期実習型訓練）計画届」の受付番号を記載してください。
- ③欄は、対象労働者ごとに、氏名、雇用保険被保険者番号を記載してください。
- ④欄及び⑤欄は、対象労働者ごとの助成対象となるOFF-JT又はOJTの時間数を記載してください。助成対象となる訓練時間数に分単位の時間が含まれる場合は、その部分を時間単位に直して計算してください。
（例）助成対象となる訓練時間数が12時間20分だった場合
助成対象となる訓練時間数＝12 20/60時間
- ⑥欄は、有期実習型訓練（派遣型）を実施した場合に、派遣元事業主が実施した助成対象となるOFF-JTの時間数を記載してください。助成対象となる訓練時間数に分単位の時間が含まれる場合は、その部分を時間単位に直して計算してください。
- ⑦欄は、派遣先事業主が実施した助成対象となるOFF-JTの時間数を記載してください。助成対象となる訓練時間数に分単位の時間が含まれる場合は、その部分を時間単位に直して計算してください。
- ⑧欄は、派遣先事業主が実施した助成対象となるOJTの時間数を記載してください。小数点以下は切り捨ててください。
- ⑨欄は、助成対象外となる法令において事業主に対し実施が義務付けられている講習等が、訓練カリキュラムに含まれている場合に記載してください。
- OFF-JTの1人1コースあたりの助成時間の上限は1200時間、OJT1人1コースあたりの助成時間の上限は680時間となります。
- ⑨欄は、④欄の一般職業訓練、有期実習型訓練のOFF-JT実施時間の合計時間に助成単価をかけて、貸金助成額を計算してください。
- ⑩欄は、⑤欄の有期実習型訓練のOJT実施時間の合計時間に助成単価をかけて、実施助成額を計算してください。
- ⑪欄は、派遣元事業主が実施したOFF-JT実施時間の合計時間、派遣元事業主が実施したOFF-JT実施時間の合計時間にそれぞれに助成単価をかけて貸金助成額を計算してください。
- ⑫欄は、⑧欄の有期実習型訓練（派遣型）のOJT実施時間の合計時間に助成単価をかけて、実施助成額を計算してください。
- ⑬欄は、助成対象外となる法令において事業主に対し実施が義務付けられている講習等が、OFF-JTの実施時間に含まれている場合に記載してください。助成対象外となる額を除いた貸金助成額を計算してください。
- ⑭欄は、助成対象外となる法令において事業主に対し実施が義務付けられている講習等が、OJTの実施時間に含まれている場合に記載してください。助成対象外となる額を除いた実施助成額を計算してください。
- 生産性の向上が認められる要件については、厚生労働省HP「生産性を向上させた企業は労働関係助成金が割増されます」をご確認ください。

※1 「有期実習型訓練」とは、有期契約労働者等を正規雇用に転換することを目的に、OFF-JTとOJTを組み合わせる職業訓練であって、労働局長が訓練基準に適合する旨の確認を行った職業訓練のことをいいます。

※2 「OFF-JT」とは、生産ライン又は就労の場における通常の生産活動と区別して業務の遂行の過程外で行われる職業訓練のことをいいます。

※3 「OJT」とは、適格な指導者（事業主、役員等訓練実施事業所の事業により報酬を受けている者、又は従業員として当該事業所から賃金を受けている者）の下、事業主が行う業務の遂行の過程内における実務を通じた実践的な技能及びこれに関する知識の取得に係る職業訓練のことをいいます。

※4 「対象労働者」とは、有期実習型訓練のOFF-JT及びOJTの受講時間数のうち支給対象と認められた訓練時間数に、対象労働者の自己都合退職、病気、怪我等事業主の責めによらない理由により訓練が実施できなかった場合は当該時間数を加えた時間数が、計画時間数のそれぞれ8割以上ある者のことをいいます。